省　令

○厚生労働省令第百十八号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条及び第百八条の四並びに日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十八条第五項第三号トの規定に基づき、国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十八号を削る。

第九十七条第一項第二十三号を削り、同項第二十四号を同項第二十三号とし、同条第二項第十八号を削る。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第二条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第十九号を削る。

別記様式中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十九号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十一号）の施行に伴い、並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第二項及び第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　ハンセン病療養所非入所者給与金（第七条―第十五条）」を「第二章　特定配偶者等支援金（第七条―第十四条）　第三章　ハンセン病療養所非入所者給与金（第十五条）　第四章　親族に対する援護（第十六条）　第五章　雑則（第十七条）」に改める。

第一条第一項中「この章」の下に「及び次章」を加え、同条第二項中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、「直系」を削る。

第二条第一項第六号中「直系」を削り、「否かの別」の下に「（認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養している場合にあっては当該配偶者又は一親等の尊属（当該配偶者及び一親等の尊属が二人以上ある場合は、その全員。第六条第二項第三号において同じ。）の氏名、性別、生年月日、請求者との続柄及び住所）」を加える。

第四条第二項中「直系」を削る。

第六条第二項第三号中「直系」を削り、「否かの別」の下に「（認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養している場合にあっては当該配偶者又は一親等の尊属の氏名、性別、生年月日、請求者との続柄及び住所）」を加える。

第十七条中「及び第二章」を「から第三章まで」に改め、第四章中同条を第二十五条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第十六条を第二十四条とする。

第三章を第四章とする。

第二章中第十五条を第二十三条とする。

第十四条第三項第三号中「直系」を削り、同条を第二十二条とする。

第十三条を第二十一条とする。

第十二条第二項中「直系」を削り、「第十三条第一項及び第十五条第一号」を「第二十一条第一項及び第二十三条第一号」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条を第十九条とする。

第十条第一項第三号中「第十三条第一項及び第十五条第一号」を「第二十一条第一項及び第二十三条第一号」に改め、同項第四号中「直系」を削り、同条を第十八条とする。

第九条を第十七条とし、第八条を第十六条とする。

第七条第一項本文中「法第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（以下この章において「非入所者給与金」という。）を「非入所者給与金」に改め、「（第十条第一項の規定により認定を受けた非入所者（法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「第十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項中「直系」を削り、同条第三項中「第九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「定める扶助」の下に「（特定配偶者等支援金を除く。）」を加え、第二章中同条を第十五条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　特定配偶者等支援金

（法第十五条第二項の厚生労働省令で定める者）

第七条　法第十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、死亡した認定退所者が退所者給与金の支給を受けていた期間において第二条第一項第六号又は第六条第二項第三号の規定により第二条第一項に規定する請求書又は第六条第二項に規定する現況届に記載されていたことのある認定退所者の配偶者及び父母（認定退所者の死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をした配偶者の父母を除く。）をいう。

（特定配偶者等支援金の額）

第八条　法第十五条第二項に規定する特定配偶者等支援金（以下この章及び次章において「特定配偶者等支援金」という。）は、月を単位として認定特定配偶者等（次条第一項の規定により認定を受けた特定配偶者等（法第十五条第二項に規定する特定配偶者等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　認定非入所者（第十八条第一項の規定により認定を受けた非入所者（法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。）以外の者　十二万八千円

二　認定非入所者　十二万八千円から第十五条及び第十七条第一項の規定に基づき支給される非入所者給与金（法第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金をいう。以下同じ。）の月額を減じた額（ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（認定）

第九条　特定配偶者等は、特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び特定配偶者等支援金の額について、認定を受けなければならない。

一　請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

二　死亡した認定退所者の氏名

三　死亡した認定退所者と請求者との続柄

四　請求者が認定非入所者であるか否かの別

五　請求者が一親等の尊属である場合において、死亡した認定退所者に特定配偶者等である一親等の尊属が二人以上あるときは、請求者以外の特定配偶者等全員の氏名、性別、生年月日及び住所並びに当該認定退所者との続柄

六　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年とする。第十三条第一項において同じ。）の所得の額（第十三条第四項の規定により計算した所得の額をいう。以下この章において同じ。）

七　金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあっては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

八　郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望する者（前号に規定する者を除く。）にあっては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　請求者の生存を証明することができる書類

三　認定退所者の死亡を証明することができる書類

四　前項第六号に掲げる事項についての市町村長の証明書

五　前項第七号に規定する者にあっては、当該金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類

六　請求者が認定退所者の死亡の当時において、認定退所者と生計を共にしていた事実を証明することができる書類

七　請求者が死亡した認定退所者の一親等の尊属であるときは、当該認定退所者に配偶者が存在しない事実若しくは配偶者の死亡又は婚姻の事実を証明することができる書類